

白い雲



CONTENTS

- ・ご挨拶
- ・位置指定道路の取消
- ・シゲニー・イートンの推薦図書
- ・宝塚歌劇愛好会 この2年間を振り返って
- ・心に残った一作品「双頭の鷲」
- ・激務の合間のコーヒータイム
- ・弁護士から裁判官への道
- ・医療関係者の法律顧問として
- ・日弁連業務改革シンポジウムのご案内

「コペンハーゲンの白い雲」 photo by Kai Itoh

ご挨拶

業務と会務に
頑張っています。



暑い夏をいかがお過ごしでしょうか。

日本は立憲主義を掲げる民主主義国家のはずですが、最近は少し様子が違うようです。70年間平和を守ってきた國の形が間違った方向へと変容することのないよう、一人一人が主権者国民として、もっともっと政治に関心を持つことが重要と思います。

さて、私は、今年9月9日東京大学で開催される日弁連の第20回業務改革シンポジウムの東京三会実行委員長としてその準備に奔走しています。

このシンポジウムは弁護士が主体ですが、一般の方の参加も自由です。

テーマは、「新時代に求められる弁護士の使命と役割」で、九つの分科会があります（本誌6面にもご案内）。

その他、弁護士官推進委員会や、日弁連会館の関連委員会、日本弁護士政治連盟、中央大学法科大学院アドバイザリーボード、東日本不動産流通機構監事など、毎日のように事務所と弁護士会館や外部の会議の会場を往復しております。そして、その間隙を縫って、宝塚の観劇をし、感激しております。

このような、文化的な活動は、平和があってこそ可能です。平和国家日本の国民として、みなさんとともに、明日の平和のために進んで行きたいと思います。

2017年8月 弁護士 伊藤 茂昭

位置指定道路の取消 ～行政訴訟の全面勝訴～



「建築基準法42条1項5号による道路位置指定の取消処分申請を却下した処分が取り消され、かつ、道路位置指定の取消処分の義務付けの訴えが認容された裁判例」

本件は、一棟のマンションの所有者からの次のような相談により始まった。「所有マンションの敷地の中に、古い位置指定道路が残っている。隣地所有者が敷地を接してマンションを建築するにあたり、事実上道路が廃止されて半世紀近く経過しているにもかかわらず、形式上位置指定道路が残っていることをよいことに、二方面が道路に接していることを前提にした建築確認を申請している。隣地所有者に対し、道路がないことを前提とする計画に変更するよう求めたが聞き入れられず、そのまま建築確認があり、工事が進んでいる。どうしたらよいでしょうか」というものである。

ただちに、新宿区に対して道路位置指定の取消処分を申請したが、通常の申請の定型用紙欄にある隣地所有者の承諾がないとのことでその申請は却下となった。隣地の所有者は実質的に利害関係人であるが、廃道手続きにより建築確認がおりないというような事態はない。しかし、建ぺい率や高さ制限等に影響があり、当然のことながら承諾をするような人ではない。

そこで、この申請却下の処分の取消しと、道路位置指

定の取消処分の義務付けを求めて新宿区を被告とした行政訴訟を提起したのが本案である。

そして、平成28年6月17日東京地裁で全面勝訴の判決を受け、区側は控訴したが、平成28年11月30日東京高裁で控訴棄却の勝訴判決を受け、区側が上告を断念し、勝訴が確定した。

控訴審判決は、端的に「本件土地は、建築基準法上の42条1項5号の定義する『道』に該当しない」として、「申請を認めて取り消すべきは当然で有り、この点について処分行政の裁量の余地はない」としている。さらには「『道』が壊されて無くなり道路位置指定の必要性が消滅してから半世紀近く経過した後に、観念的に残っている道路位置指定に着目して建築規制の緩和を受けようとして新たに登場した隣地所有者の立場に配慮しようすることは論外である」と断じている。

事務所では、南敏文、麻生裕介、渋谷洋平の三名が私と共に強固な弁護団を編成し、訴訟活動を担ったが、主張が一審、二審とも全面的に認められたものである。依頼者にも感謝され、弁護士としてこの上ない喜びである。

本件では、地方自治法の解釈など別の論点もあるが、理由の詳細は、判例時報の2325号をご参照いただければ幸いである。



本誌の21頁～37頁

シゲニー・イートンの推薦図書(1)



ヤドカリ考【森羅万象小考】
～ヒトが少しでも幸せに、継続的に生きることが出来る生物になることを願って～
松葉知幸 著 清風堂書店 発行

著者は、2015年度、日本弁護士連合会副会長、大阪弁護士会会长として、私と一緒に日弁連会務の運営にあたった弁護士である。法律の本でもなければ、体験記でもない。もちろん学者が書いた専門書でもない。生物学や社会科学の周辺をうろうろしながらレベルの高い素人が素人なりにうまくまとめた本である。だから楽しくすぐに読める。そしてなるほど納得感がある。ちなみに目次を紹介すると、「ヤドカリ考」「欲求考」「言葉考」「竜巻考」「地平線考」「群再考」「幸せ考」である。

東京弁護士会宝塚歌劇愛好会（すみれ・ひまわり）の活動

この2年間を振り返って

2015年9月1日、東京弁護士会宝塚歌劇愛好会が正式に発足しました。集まった12名全員が役員となり、規約、活動方針を決めましたが、そのときの活動方針では、役員会年4回、観劇会年5回、懇親会年2回などとなっていました。

ところが、実際の活動はその予想をはるかに超えるものになりました。もうすぐ、2周年を迎えるところですが、3か月に1回とされた役員会は毎月の定例会となり、毎回10名以上が集まり、会の運営、観劇会等の企画等についてホットな議論がおこなわれています。終了後の懇親会はまた観劇の批評など話がつくるところがありません。観劇会の企画も当初目標とした年5回程度を大きく上回り、東京宝塚劇場公演は毎回と決めた上、今年は9回の公演のうち3公演で2回の観劇会を企画、計12回の観劇会を開催することとなりました。入会された多くの会員の皆様から、多くのお申込をいただき、宝塚を愛する会員の皆様に、ご家族・友人を誘っての至福のひとときを継続的に提供することができ、この上ない喜びを感じています。

昨年9月1日の1周年企画行事では、汀夏子さんのディナーショーを企画し、こだま愛さん、紫ともさん、麻乃佳世さん、森奈みはるさん、の元トップ娘役をゲストとしてお招きし、楽しいショーとディナーを会員の皆様と共に楽しむことができました。

また今年3月には、月組の「グランドホテル」を観劇後、初演のときの出演者である、光樹すばるさん、真山葉瑠さん、越はるきさん、麻乃佳世さん、一紗まひろさん、美郷真也さん、苑宮令奈さんをお招きし、お食事会を催すことができました。大いに盛り上がった楽しい企画となり、参加者には楽しんでいただいたと思います。

会員も当初の予想を超えて、現在は、東京弁護士会所属の正会員30名、家族準会員9名、東京弁護士会以外の会に所属する弁護士準会員16名、東弁・日弁連職員の準会員3名、元宝塚歌劇団所属のOG会員7名の計



グランドホテル初演の出演者と愛好会役員の皆さん

65名を数える大所帯に成長し、今も申込者が絶えません。宝塚関係者との結びつきや、会員の周辺の方々の宝塚とのご縁など、一緒に楽しみを分かち合う輪が大きく広がってきてています。

また、東京弁護士会厚生委員会の企画は全東京弁護士会会員に開かれた観劇の企画として、年に3回程度開催し、その協力をしています。

このように皆さんと共に宝塚を楽しむ毎日が私にはこの上ない幸せなのですが、これが続くのも平和な世の中だからこそだと思います。私たちは今、先人が築いた平和な歴史に感謝しつつ、宝塚歌劇103年の歴史の中で、上演が途切れた歴史、昭和19年2月に東京宝塚劇場が閉鎖され（宝塚大劇場は3月に閉鎖）、戦後、駐留軍に接収され、再開を22年4月まで待つことになった歴史を繰り返さないように祈りたいと思います。

30年にわたり、「すみれを後援するひまわりの会」として活動する中で、東京弁護士会法友会の観劇会や「春秋会60周年ベルばらを60人で観る会」など時折々に企画し活動してきたことが、今東京弁護士会宝塚歌劇愛好会の活動として実を結び継続的な活動として定着したことを慶びつつ、この後長らくこの会の活動が継承されて行くことを強く願っています。



宝塚歌劇愛好会の名刺

シゲニー・イートンの推薦図書(2)



**音大生のための
憲法講義15講**
～音大生だから知っておきたい
憲法にまつわる15の話～
築瀬進 著 共栄書房 発行

著者は、昭和音楽大学学長（元国会議員で弁護士でもある）。普通の憲法のテキストには載っていない内容が満載、「モーツアルトとマリー・アン・トワネット、二人は同一年」「ルソーはオペラも書いていた」「ベルリンの壁の解放と『第九』」「フィガロの結婚とモーツアルトの結婚」などなどという具合である。職業選択の自由や、自由意志による婚姻という、基本的人権の問題を、王権や貴族に従属していた音楽が啓蒙主義によって解放されていく社会変革との関連で捉える中で、モーツアルトやベートーベンの果たした役割をわかりやすく解説している。意外と深い憲法と音楽の関係に納得。是非、音楽好きのみなさんに薦めたい楽しい憲法の本である。

2016年 心に残った一作品

昨年12月、ジャン・コクトー原作の「双頭の鷲」が上演された。アナーキストであるスタニスラス（轟悠）は、王妃（実咲凜音）の暗殺を狙って王宮に忍び込む。警察長官（愛月ひかる）の捜索にも、王妃は虚言を弄して、スタニスラスを匿す。そのきっかけは、亡くなった王にうり二つ。しかしここからが主題の展開である。

王妃は王族の気品を備える一方、自由主義的な思想の持ち主である。それは必然的に王妃を頂点とする体制の否定につながりかねない。そしてその思想を表現するのがスタニスラス。王妃は、殺人目的で王宮にあらわれたアナーキストを匿す、そして惹かれ、最後は命を奪われる—捧げる—というストーリーである。

轟と実咲の、無駄のない説得力のある台詞が、テンポよく客席を圧倒し続ける。そして二人の主役を支える役どころにまず進境著しい愛月ひかる、警察長官として現実的な体制擁護の役割ではあるが、颯爽としていて宝塚ファンをうならせる。王妃の侍女美風舞良の落ち着いた安定感のある演技。そして亡くなった国王の友人役の桜木みなと、王妃に仕える黒人少年の穂稀せり、以下、パパラッチの下級生たち。大劇場にはない小劇場ならではだが、一人一人に濃い役割が与えられており、それに全員が応えている。カンパ

「双頭の鷲」

K A A T 神奈川芸術劇場

ニーとしてのまとまりも最高、そんな舞台だ。

「双頭の鷲」のアナーキストをより徹底して、王妃の内面を抽象化し「トート」としたのが、エリザベートである。コクトーが「双頭の鷲」を書かなければ、ミュージカル「エリザベート」は生まれなかつた。そして、宝塚がなければ、「トート」を主人公にした「エリザベート」も生まれなかつた。その意味では、「双頭の鷲」が宝塚で演じられることの因縁の深さに驚かされるのみである。宝塚きっての実力者轟悠と、誰もが認める実力派娘役の実咲凜音のコンビがいたからこそ実現した舞台である。

そして、実咲凜音は退団した。外の舞台「屋根の上のバイオリン弾き」50周年が待っている。それからでいい。専科轟悠が外の舞台に立ち、宝塚OG実咲凜音とのコラボで「双頭の鷲」を演じる。それを観たい。

10年前、愛音羽麗主役の植田景子氏の作品「舞姫」をパウホールで観た。そして東上を願うと書いた。そして東京公演が実現した時の感激は今も忘れない。植田景子作品でもう一度、そんなハードルの高い夢を叶えてほしい。

東京弁護士会宝塚歌劇愛好会会長
シゲニー・イートン



激務の合間のコーヒータイム

6月8日、宝塚歌劇愛好会の理事の木南麻浦さんと、私伊藤茂昭のコラボで、弁護士会館内で少し変わった企画を行った。

第1部はコーヒーテイスティング。木南弁護士はスター・バックスの店長から法科大学院を経て、司法試験に合格した経歴の持ち主。そのスター・バックスには、「OBOGが、緑のエプロンを着けて働いている頃の気持ちに戻って、自身の現在のコミュニティにコーヒー文化を伝える」催しを全面的にバックアップするという企画があり、この「コーヒータイム」はその一環である。当日は、当時の上司も参加、

和やかにコーヒーテイスティングが行われた。

第2部は、私の担当。「一人事務所からはじめて」というタイトルで、弁護士協同組合の機関誌に掲載された、事務所経営についての私のインタビュー記事を題材に、若手の弁護士とのゼミ形式の講演会。

全体として、コミュニティを大切にするという精神で繋がった企画で、充実した時間となった。今後も機会があれば行いたいと考えている。



コーヒーテイスティングの様子



弁護士協同組合の機関誌を手に



講演会。左は木南麻浦弁護士

弁護士から裁判官への道



〈大多数はキャリア裁判官〉

みなさんは、裁判官と聞くとどのような人を思い浮かべるでしょうか。

裁判官の大半は、司法試験に合格し、司法修習生となりその修了後、直ちに裁判官に任用されます。

司法修習生の修了時、それぞれ、裁判官、検察官、弁護士のいずれかの道を志望しますが、裁判官、検察官を志望せず、一度弁護士になった者が、その後方針転換して、検察官、裁判官になる道は極めて限定的です。

さて、修習修了と共に、裁判官に進む者は、地方裁判所の判事補として任用されます。日本の裁判所は、最高裁判所を頂点に、全国8か所の高等裁判所、50か所の地方裁判所と家庭裁判所、そして簡易な事件を裁く簡易裁判所があります。

判事補は10年経験して判事となり、全国の地裁、家裁を経験しながら、その間ほぼ裁判官以外を経験することがないわゆるキャリア裁判官として、順次、出世するシステムでした。アメリカのように弁護士経験者から裁判官に任用される者が多い国の制度とはかなり異なっています。

〈弁護士任官の制度〉

そこで、21世紀初頭の司法制度改革において、キャリア裁判官のみではなく「判事の給源の多様化」を実現するために、最高裁と日弁連が協力体制を整備し、経験のある弁護士からの任官を推進することで一致しました。またあわせて、裁判官が、一定の期間、民間の組織で2年間「他職の経験」を積む制度も導入されました。わがシティユーワ法律事務所も過去何人かこの制度のもとで裁判官・検察官を受け入れており、現在も裁判官の一人が弁護士として当事務所に勤務しています。

一方、経験を積んだ弁護士の裁判官の任用は、2003年の10名をピークに減少しています。弁護士の経験を持つ裁判官の増加は、国民の目線にたった裁判を実現していくために不可欠の制度として実現しました。しかし、現実には、裁判官に要請される説得力のある判決を起案するという日々の弁護士業務とは異なる能力も要請されることや、今まで培った弁護士としての業務の承継などの問題もあり、なかなか

思ったように制度を生かし切れていないのが現状です。こんな困難な折、この4月より、東京弁護士会任官推進委員長の職を拝命し、弁護士からの任官者を輩出するために、その職務を全うすべく務めている昨今です。

この通常任官の他に、弁護士資格を有したまま、週一回、地裁、家裁の非常勤裁判官として勤務する制度があります。これも同時にできた新制度ですが、こちらは志望者も多く、制度として定着しています。

〈最高裁判事の任命〉

一方、地裁、家裁、高裁のキャリア裁判官とは別に、最高裁判事はどのように選任されているのでしょうか。最高裁判所は、下級裁判所の判決に対し、憲法違反、判例違反など、一定事由がなければ上告が許されない事件の最終審です。その判事はもちろん人格・識見豊かな人材でなければなりませんが、キャリア裁判官出身者以外に、弁護士出身者、検察官出身者、学識経験者等によって構成されています。定年は下級審裁判官より5歳上の70歳です。

最高裁判事の任命権は内閣にありますが（最高裁長官は内閣総理大臣）、三権分立の制度趣旨から事实上最高裁判所の意思を尊重して内閣が任命するという制度的慣行が定着していました。さらにそのうち一定数を弁護士出身者から任命するという慣行も定着しています。行政権の司法に対する謙抑姿勢の表れとして尊重すべき重要な慣行です。そこで日弁連には、最高裁に適任者を推薦するための委員会があります。もちろん制度上最終決定権を持つわけではありませんが、日本弁護士連合会として、人格・識見豊かな、司法の最終判断を決する職務に相応しい人を推薦する役目を担っています。

その委員会では、退官する弁護士出身の最高裁判事の後任について推薦をします。今年度私は、その重い責務の一端を仰せつかっています。

最高裁判事は、衆議院選挙に際し、その国民審査に付されますが、その際経歴等に关心を持っていただくと幸いです。

東京弁護士会任官推進委員会 委員長
日弁連最高裁判所裁判官推薦諮問委員会 委員

伊藤 茂昭

医療関係者の法律顧問として

私は、法学部に入学する前、医学部に在学しておりました。当時の友人は私を除いて全員が医師として活躍しております。そんな関係で、これまで医療関係者からのいろいろな相談を受けてきました。

私の専門分野は、特に不動産や、建築関係ですが、医療関係では、法人内外の紛争、法人の設立、運営、承継など、極めて多様な分野の事案を解決してきました。

昨年来、医院経営者からの、近隣紛争や、不動産事件、刑事事件などをきっかけに、新たに、何件か医療関係者との法律顧問契約を締結させていただきました。

医院や医療法人の抱える法律問題は多様です。労務案件も増えています。これらの事件を私がすべて担当する訳ではありません。当事務所は、総勢140名の弁護士と、所内に司法書士、行政書士資格者、翻訳、執行等にあたるパラリーガル（法律専門職）等のスタッフをそろえています。

私の弁護士としての顧問業務は、ご相談があれば、いつでも直ちにどんな案件でもその分野についての専門的な弁護士を紹介しご相談や事案の処理に対応させていただくことです。私を自分の専門の診療科を一つ持ちながら、総合病院の受付にいる常勤医師と思っていただければ間違ひありません。

ホットラインで総合病院の受付に繋がっている安心のススメ。それが、私の「法律顧問契約のすすめ」です。

もちろん、医療関係に限らず多様な分野で可能です。

月額の顧問料は、案件の多少の見通し、あるいは顧問料の範囲の相談業務等の限定とタイムチャージとの組み合わせ等、依頼する側のニーズに合わせて相談させていただきます。

ご希望の方は是非一度ご連絡ください。

常に私が味方に付いていることで皆さまに安心していただきたいと思います。

お問合せ・ご相談は

弁護士 伊藤茂昭

携帯:090-1547-4357 eメール:shigeaki.ito@city-yuwa.com
「白い雲Weblog」 www.shiroikumo.jp

シティユーワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル(受付7F)
Tel:03-6212-5500(代表) Fax:03-6212-5700
URL www.city-yuwa.com



第20回日弁連業務改革シンポジウムのご案内

「新時代に求められる弁護士の使命と役割」

日 時：9月9日（土）午前10時～午後6時15分

会 場：東京大学本郷キャンパス（総合受付・全体会 安田講堂）

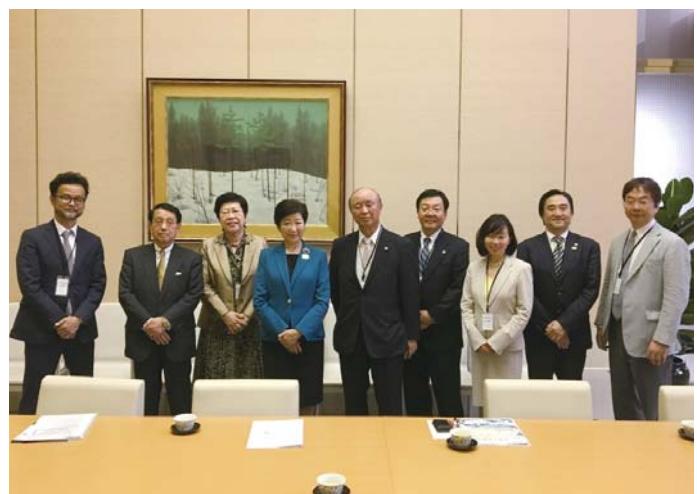
懇親会：同日午後7時～ 弁護士会館クレオ

このシンポは、一般の方も参加できます。

分科会・セミナーは、「企業経営にジェネラルカウンセルとし関与する弁護士の役割」「スポーツ」「e裁判（電子化された裁判）」「弁護士と自治体の連携」「弁護士保険」「中小企業の事業承継」「遺言関連分野」「ビジネスと国際人権」など、企業経営者、スポーツ関係者、自治体関係者、保険関係者、多くの弁護士以外の方にも関心を持っていただけるテーマが目白押しです。

このシンポを成功させるため、奔走しておりますが、先日は日弁連会長と共に、小池百合子東京都知事に全体会への出席要請をして参りました。

是非、全国から東大本郷キャンパスにご参集ください。また終了後は、弁護士会館クレオにて、マグロの解体ショーなど楽しい懇親会を企画しております。



左から、2人目が、私、順に、渕上東京弁護士会会長、小池知事、中本日弁連会長

編集後記

白い雲63号をお届けします。前号に続けて6頁。3面4面は宝塚関係の記事です。本号を8月中旬までに発行するために、7月中旬の3連休を返上して原稿を書き上げました。記事一本どれか一つでも読んでいただければ光栄です。宝塚歌劇に関するご意見もお寄せください。

季刊「白い雲」通刊63号 2017年8月発行

発行人：伊藤茂昭

編集人：伊藤真理子

制作：株式会社創林社

印刷：神谷印刷株式会社